

## 中部運輸局自動車交通部

令和元年7月22日14時00分発表

連絡先：中部運輸局 自動車交通部  
自動車監査官 岡田、大石  
TEL 052-952-8038

同時発表：福井県政記者クラブ

**貸切バス事業者を“全車両”使用停止処分**

中部運輸局は、令和元年7月19日に監査を実施した一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

## 記

## 1 事業者及び営業所

事業者名：敦賀タクシー株式会社

住所：福井県敦賀市深川町10-2

代表者：柿木 富雄

営業所名：本社営業所（福井県敦賀市深川町10-2）

## 2 行政処分年月日

令和元年7月19日

## 3 行政処分の内容

(1) 道路運送法第27条第4項に規定する「輸送の安全確保命令」※1の発動

(2) 道路運送法第40条に規定する「全事業用自動車の使用停止処分」

(営業所の全てのバスを使用停止)

## 4 「輸送の安全確保命令」の発動理由

全運転者が健康診断未受診であり、運転者の健康状態を把握しないまま、疾病・疲労のおそれがある状態で乗務させていたため。

※1 「輸送の安全確保命令」とは、道路運送法第27条第4項に規定される「旅客自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずべきことの命令」で、必要な措置が講じられない場合、事業の許可が取り消されることがあります。